

■協力医療機関の選定完了、老健・介護医療院の約7割で 厚労省

- ・厚生労働省は、介護老人福祉施設（825施設）の6割弱、介護老人保健施設（320施設）の7割、介護医療院（323施設）の7割超などが相談対応の体制などの要件を満たす「協力医療機関」を2024年11月22日までに選定していたとする調査結果を明らかにした。一方、選定の検討すら行っていない施設や事業所も少なくないため、厚労省では医療機関との連携を促す方策を引き続き検討していく。
- ・24年度の介護報酬改定では、入所者の急変時などに▽相談対応を行う体制▽診療を行う体制▽病院に限り入所者の入院を原則として受け入れる体制—の3つの要件を満たす協力医療機関を定めることを特養や老健、介護医療院などに3年の猶予を設けて義務付けた。特定施設入居者生活介護など居住系サービスには、相談対応を行う体制と診療を行う体制の2つの要件を満たす協力医療機関を定める努力義務を課した。
- ・これらの見直しの効果を検証するため、厚労省は24年10月7日から11月22日にかけて義務や努力義務の対象となった施設や事業所に調査を実施。その結果を3月31日に開かれた社会保障審議会の介護報酬改定検証・研究委員会に報告した。
- ・それによると、回答した特養825施設の56.6%や老健320施設の70.0%、介護医療院323施設の72.4%、養護老人ホーム512施設の45.7%が3つの要件を全て満たす協力医療機関を定めていた。
- ・また、努力義務とされた軽費老人ホーム（497施設）は45.5%、特定施設入居者生活介護（545施設）は67.3%、認知症対応型共同生活介護（569施設）は59.8%が協力医療機関を既に定めており、介護施設・事業所と医療機関の連携体制の構築が徐々に進んでいる実態が明らかになった。
- ・選定する協力医療機関の数は平均で2カ所程度。介護医療院や老健の半数以上が併設の医療機関や同一法人・関係法人の医療機関を協力医療機関としていたのに対し、その他の施設や事業所は同一法人・関連法人以外の協力医療機関を定めていた。協力医療機関の属性は、いずれのサービスでも在宅療養支援病院や在宅療養後方支援病院、200床未満の地域包括ケア病棟を有する病院以外の病院が多かった。
- ・研究委員会の意見交換では、福井小紀子委員（東京科学大学教授）が協力医療機関を既に

定めている施設と未対応の施設で対応が二極化していると指摘した上で、検討すら行っていない施設などへの対策を行うべきだと主張した。これに対して厚労省の担当者は、周知などを図って医療機関との連携体制の構築がより進むよう促す考えを示した。

※詳細は下記資料をご参照ください。

第 30 回社会保障審議会介護給付費分科会介護報酬改定検証・研究委員会
(Web 会議) 資料 令和 7 年 3 月 3 1 日 (月)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_50970.html